

鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

【理由】

空家特措法の一部改正により、特定空家等になるおそれがある空家について、「管理不全空家等」に対する措置の条項が新たに追加されたことから、同法の規定を引用する条項の字句整理を行うもの。

改正後	改正前
<p>○鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例 平成24年12月25日条例第43号 平成28年3月24日条例第14号</p> <p>(審議会)</p> <p>第8条 法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行その他空家等の適正な管理のための措置について調査審議するため、鶴岡市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>○鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例 平成24年12月25日条例第43号 平成28年3月24日条例第14号</p> <p>(審議会)</p> <p>第8条 法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行その他空家等の適正な管理のための措置について調査審議するため、鶴岡市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>